

令和6年度高山市高等学校就学準備等支援金のご案内

中学校3年生の児童の保護者の方に支援金を支給します

高山市では、家庭においてこどもの中学校卒業後の進路を検討するにあたって、進学や就職等の準備費用に対する経済的負担の軽減を図るため、「**中学校3年生の児童の保護者等に対し、対象児童1人当たり3万円**」を支給します。

1 対象児童

平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれで、令和6年9月30日現在で高山市内に住民登録がある児童

2 支援金の額

対象児童1人につき、3万円を支給します。

3 支給対象者

対象児童を監護し生計を同じくする保護者（原則、父母または同居の祖父母）に支給します。

※その他、対象児童が委託された里親・ファミリーホーム事業者、対象児童が入所している児童養護施設等の設置者も支給対象となる場合があります。詳しくは高山市ホームページをご覧ください。

4 申請方法・支給方法

① 対象児童を要件とした令和6年10月に児童手当（特例給付含む）を高山市から受給した方は原則**申請不要**です。

- ・児童手当を受給する口座に振り込みます。
- ・支援金の給付を希望しない場合は、令和6年10月31日（木）までに申出書を提出してください。
- ・指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、高等学校就学準備等支援金が支給されませんので、ご注意ください。

② **上記①以外の方**（公務員の方、児童手当の所得上限限度額以上の方、児童手当を受給している方が高山市外に住所を有している世帯等）については、**申請が必要**です。支援金のご案内・申請書等を送付しますので、必要事項を記入の上、**令和7年1月31日（金）（当日消印有効）**までに返送してください。

- ・申請書に記載の指定口座に振り込みます。
- ・期限を過ぎた場合、この支援金は支給されませんので、ご注意ください。

5 支給時期

①申請が不要な方：令和6年11月8日（金）から順次支給します。

②申請が必要な方：申請受付後、順次支給します。

申請受付期間は令和6年11月1日～令和7年1月31日です。

裏面に続きます。

フローチャート

あなた（支給対象者）は中学校3年生（以下「対象児童」という）を養育していますか。

はい

対象児童は令和6年9月30日時点で岐阜県内に住民票がありますか。

はい

対象児童は令和6年9月30日時点で高山市に住民票がありますか。

はい

あなた（支給対象者）は対象児童に対する児童手当（特例給付含む）を高山市から受給していますか。

はい

**支給対象
申請不要です**

いいえ

**支給対象
申請が必要です**

いいえ

9/30時点に対象児童の住民票がある市町村へお問い合わせください

いいえ

支給対象外です

いいえ

Q & A

Q. こどもは岐阜県外に居住しています。支援金の対象になりますか？

A. 対象児童が県外に住民登録がある場合、支給対象になりません。

Q. こどもは母と祖父母と同居しており、父は市外に単身赴任しています。誰がどこに申請すればよいですか？

A. 原則として、対象児童と同居されている保護者（母）から申請ください。
申請先は対象児童がお住いの市町村となります。

Q. こどもは高校に進学せず就職する予定ですが、支援金の対象になりますか？

A. 高校進学準備に限った支援金ではありませんので、就職や進路未定の場合も対象となります。

Q. 申請者の所得の制限はありますか？

A. 申請いただく保護者について所得の制限はありません。

Q. DV被害によりこどもとともに県内の他市町村に避難していますが、どうなりますか？

A. 住民票を移さず県内の他市町村に避難している場合、避難者が給付金の支給を受けることができますので、住民登録のある市町村にお早めにご相談ください。
なお、その場合は他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは

高山市こども政策課 「高等学校就学準備等支援金」窓口
〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
電話：0577（57）7001